

ねん れいわ ねん がつしこう
2023年（令和5年）4月施行

し き し ちいききょうせいしゃかい じつげん じょうれい
志木市地域共生社会を実現するための条例

ささ
わかりあい 支えあい

だれ かがや しゃ かい
誰もが輝く社会へ

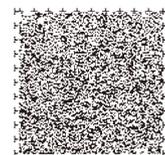
つうしょう
「通称」

まるごとつながる
ふくしすいしんじょうれい
福祉推進条例



しょうしこうれいか しゃかい けいざいかつどう へんか
少子高齢化や社会の経済活動の変化、デジタル技術の進歩などにより、私たちの暮らしは大きく変化しています。
こじん かけかん たようか すす かんけい たが い かつ こじん
個人の価値観やライフスタイルの多様化が進むなか、このまちに関係するみんなが互いにつながり、生き方や個人
を尊重し合い、支え合うことで、すべての人が安心して、生活できることを目指し、「地域共生社会を実現するた
め
の条例」を作りました。

はんけつ いちろ しの
半穴はコードの位置を示します。



このマークは、文章を音声に変える
コード（Uni-Voiceコード）です。

文字をより読みやすく、伝わりやすくする
ユニバーサルデザインフォントを使用し、
カラーユニバーサルデザインに配慮しています。



し き し
志木市

ちいききょうせいしゃかい なん 地域共生社会って何だろう？

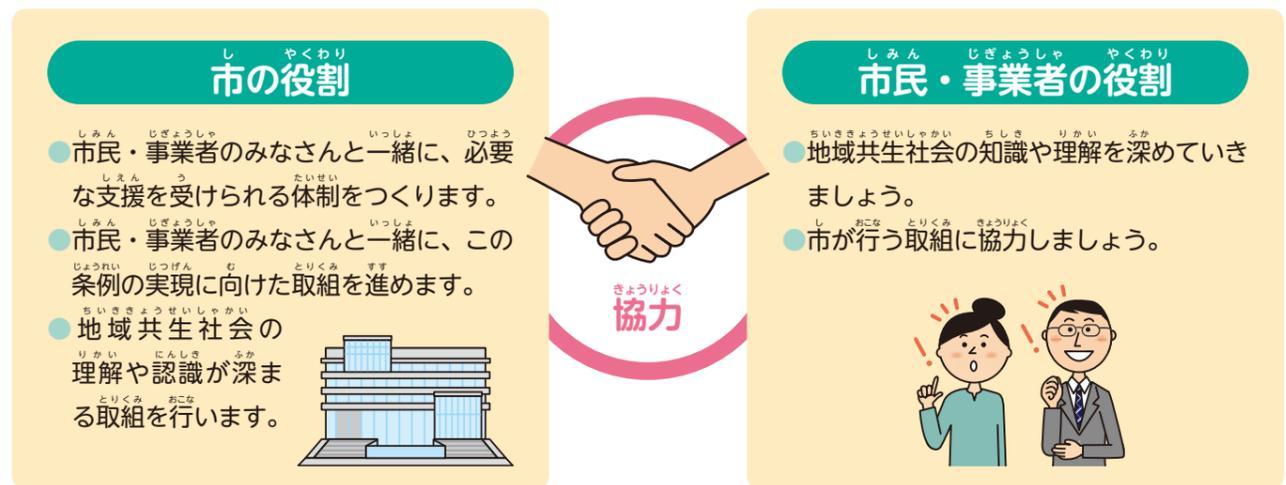
子どもや障がい者、高齢者のほか、日々の生活に困難を抱えている人など、どのような人であっても福祉的な支援を受けながら、みんながお互いのことを理解し、支え合うことで幸せに暮らすことのできる社会をいいます。



参考「厚生労働省 地域共生社会ポータルサイト」

わたし やくわり なに 私たちの役割（何をするの？）

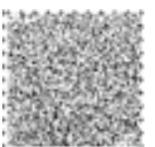
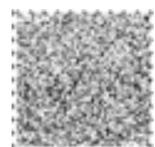
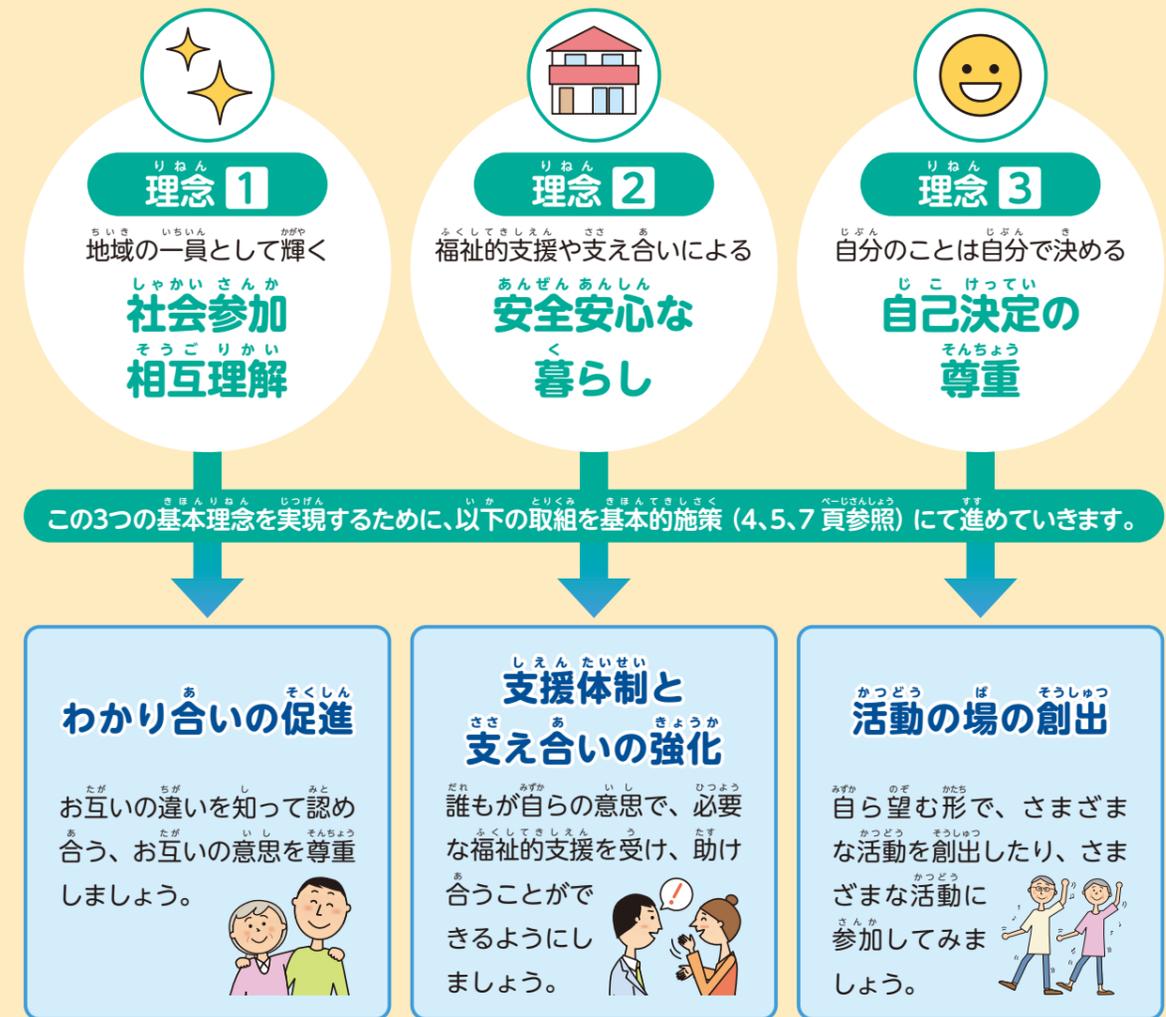
志木市は、地域共生社会を実現するために必要な支援の体制づくりや取組を進めていきます。市民・事業者のみならず、市と協力しながら、取組を一緒に進めていきましょう。



しきし ちいききょうせいしゃかい じつげん きほんりねん 志木市地域共生社会を実現するための基本理念

しきし 志木市の 目標 誰もが輝く社会の実現

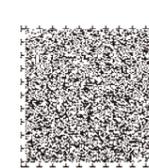
志木市の目標を実現するには、次の3つの理念を、志木市に關係するみなさんと一緒に育む必要があります。



条例ができると何ができるの？～私たちが取り組むこと～

赤文字…全市民を対象として行う取組 青文字…市民が自主的にできる取組 …市独自の取組

※イラストは、取り組みを分かりやすく表現したものです。

11の基本施策	3つの基本理念	1 社会参加・相互理解	2 安全安心な暮らし	3 自己決定の尊重
1 誰もが生きがいを持てるよう支援をする	<p>アクティブシニア等社会参加支援事業 シルバー人材センター 障がい者就労支援事業 生活支援体制整備事業 いろは百歳体操 市民フレイルサポーター活動 しよく(食・職)場づくりサポーター養成講座 生活困窮者等就労準備支援事業 志木市デマンド交通の実施など</p>	<p>志木市デマンド交通の実施</p> 	<p>後見制度講演会 後見制度の普及啓発事業</p> 	<p>いろは百歳体操</p> 
2 支援を必要とする人、支援をする人に対して理解を広める	<p>市民後見人の集い ホットあんしん見守りネットワーク ケアラー普及啓発 介護者サロンの充実 認知症徘徊模擬訓練 認知症ケアパス 多世帯交流カフェ 事業 まるごとつながる福祉推進条例など</p>	<p>フードバンク事業</p> 	<p>認知症ケアパス</p> 	<p>ケアラー普及啓発</p> 
3 地域共生社会の実現に向けた活動を支援する	<p>町内会サロン活動 認知症カフェ フードバンク事業 地域生活支援事業 ひきこもりアウトリーチ事業など</p>	<p>認知症徘徊模擬訓練</p> 	<p>認知症ケアパス</p> 	
4 全分野と連携する	<p>「福祉の相談窓口」との連携 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施</p>	<p>認知症徘徊模擬訓練</p> 	<p>認知症ケアパス</p> 	
5 地域共生社会を実現するための教育、人材育成、人材確保を促進する	<p>保育園、幼稚園、学校での福祉教育</p>	<p>認知症サポーター養成講座 放課後志木っ子タイム 市民後見人養成講座 地域共生社会普及啓発など</p>		
6 差別的扱いを受けることのない環境づくり	<p>市民フレイルサポーター活動</p> 	<p>インクルーシブ遊具の設置 ※インクルーシブ遊具とは、障がいの有無などに関わらず安全・安心に遊ぶことができるよう設計された遊具です。 障がい者理解促進事業 歩道の快適化の推進 ヤングケアラーの支援 地域生活支援拠点整備事業など</p>	<p>障がい者理解促進事業 ACP 普及啓発事業</p> 	<p>ACP 普及啓発事業</p> 
7 支援が必要な人の意思決定支援をする	<p>手話普及啓発事業</p> 	<p>後見制度の普及啓発事業 エンディングノート ACP 普及啓発事業</p>	<p>後見制度の普及啓発事業 エンディングノート ACP 普及啓発事業</p>	
8 手話言語、コミュニケーション、意思疎通手段を理解をする	<p>手話普及啓発事業</p> 	<p>手話講習会 手話普及啓発事業 子ども手話教室事業</p>	<p>手話講習会 手話普及啓発事業 子ども手話教室事業</p>	
9 心身の健康増進、健康な生活を維持する	<p>共生社会推進課 福祉の相談窓口</p> 	<p>いろは健康ポイント事業 ノルディックウォーキング・ポールウォーキング フレイル予防チェック活動 働く世代の健康づくり事業 いこいのベンチ設置 カッピー体操など</p>	<p>いろは健康ポイント事業 ノルディックウォーキング・ポールウォーキング フレイル予防チェック活動 働く世代の健康づくり事業 いこいのベンチ設置 カッピー体操など</p>	
10 支援が必要な人、支援をする人に対して必要な情報が行き届くよう、情報発信をする	<p>「福祉の相談窓口」を中心とした相談支援体制の整備</p> 	<p>手話通訳者派遣事業、点訳・音訳ボランティア 避難行動要支援者名簿・個別避難計画の作成</p>	<p>手話通訳者派遣事業、点訳・音訳ボランティア 避難行動要支援者名簿・個別避難計画の作成</p>	
11 包括的な相談支援体制を整備する	<p>「福祉の相談窓口」を中心とした相談支援体制の整備</p> 	<p>「福祉の相談窓口」を中心とした相談支援体制の整備 すべての人を対象とした相談支援体制の整備</p>	<p>「福祉の相談窓口」を中心とした相談支援体制の整備 すべての人を対象とした相談支援体制の整備</p>	

やさしい表現版

「志木市地域共生社会を実現するための条例」

目的 (第1条)

子ども、障がい者、高齢者、生活困窮者、ひきこもり(※1)、ケアラー(※2)やヤングケアラー(※3)など、立場や状況に関わらず、みなさんがそれぞれ自分のできることや得意なこと、周りの人を支えたり、周りの誰かに助けをもらったりと、お互いの状況を理解し、尊重し、支え合うことで、もっと暮らしやすいまちになります。

市は、このような考え方を、市民や事業者のみなさんといっしょに広げ、皆がつながり、誰もが安心して自分らしく暮らせるまち、住み続けたいまちを実現するために、この条例を制定します。

- ※1 ひきこもりとは、6か月以上学校や仕事などの社会活動をせず、家庭にとどまり続けている状態のことを言います。
- ※2 ケアラーとは、障がいや病気などで支援が必要な家族などに対して、無償で日常生活上の世話や介護をする人のことを言います。
- ※3 ヤングケアラーとは、ケアラーのうち、18歳未満の人のことを言います。



定義～言葉の意味 (第2条)

この条例に出てくる言葉の意味は、次のとおりです。

- 地域共生社会・・・子ども、障がい者、高齢者、生活困窮者などが必要に応じて福祉的な支援やサービスを受けながら、みんながお互いのことを理解し、支え合うことで幸せに暮らすことのできる社会のこと
- 市民・・・市内に住んでいる人、市内の会社に通勤する人、市内の学校に通学する人のこと
- 事業者・・・市内の会社やお店で仕事をする人たちのこと
- 福祉的支援・・・国や市のほか、福祉に関係する事業者などが、日常生活に困っている人を支えるために行う福祉サービス



基本理念 (第3条)

地域共生社会の実現に向けて、次のことを進めていきましょう。

- 誰もがお互いの立場や状況を尊重し、つながりながら地域の一員として、自分のできることや得意なことから社会に参加していきましょう。
- 誰もが必要な福祉的支援を受けることができ、安全な環境で安心して生活できるよう、助け合いましょう。
- 誰もが自らの意思で選んだり、決めることができるようにしましょう。



役割 (第4条・第5条)

市

- 地域共生社会を実現するために、必要な支援を受けられる体制をつくります。
- 地域共生社会を実現するために、必要な取組を計画的に進めていきます。
- 市民や事業者と一緒に、地域共生社会の実現に向けて理解や認識を深め、取組を進めていきます。

市民・事業者

- 地域共生社会を実現するために、必要な知識や理解を深めましょう。
- 市と協力をしながら、地域共生社会の実現に向けて、取組を進めていきましょう。

基本的施策の推進 (第6条)

市は、地域共生社会を実現するために、次のことを行います。

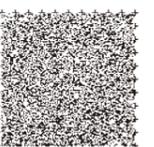
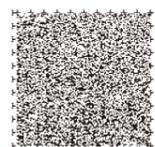
- 誰もが趣味や仕事、ボランティアなどを通じて生きがいを持つことができるようになります。
- 福祉の支援を受ける人も支援を行う人も、どちらの理解も深めるための取組を進めていきます。
- 市民や事業者のみなさんが行う、地域共生社会の実現に向けた活動を支援します。
- 福祉を目的とする全ての人たちとつながっていきます。
- 支援について学びの機会を設け、スキルアップと人材確保を進めていきます。
- 福祉の支援を受けていることを理由とした、差別や虐待などをなくしていきます。
- 自らの意思を決めることが難しい人に対しても、色々なコミュニケーションの方法などによって、本人の意思を尊重し、その人らしさを生かしていきます。
- 手話は、日本語とは文法などのルールが異なる言語です。手話を含む言語や、要約筆記、筆談や点字、音訳や絵カードの提示など、相手に意思を伝える方法はさまざまです。お互いを理解して、その人に合った意思疎通手段の配慮ができるようにしていきます。
- 市民のみなさんが健康な生活を維持できるよう、それぞれの状態に合った介護予防、認知症予防などの取組を進めていきます。
- 視覚障がいや聴覚障がいなど、個々の状況に合った情報発信をし、必要な情報が届くようにします。
- その人の状況に応じた福祉のサービスが受けられるよう、まるごと相談や支援ができる体制を充実させていきます。



コラム 「自己決定の尊重と意思決定支援」

「意思決定支援」とは、自らの意思を決定することに困難を抱える人(認知症の方や障がい者、乳幼児など)が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が意思決定できるよう支援すること(厚生労働省 意思決定支援ガイドライン)より一部抜粋)と示されています。また、「私たちのことを 私たち抜きに決めないで～Nothing About Us Without Us～」という言葉も国連の障害者権利条約に示されています。

どんなに重度の障がい者や認知症の方、乳幼児などであっても、ひとり一人に意思があり、希望があります。どのような支援をしてほしいのか、何をしたいかなど、どんな小さなことでも自己決定ができるように見守り、できないところは手伝うことが大切です。



みんなで行動する 5つのポイント

1 い しゃかいさんか 生きがいと社会参加

自分のできることや得意なことで、生きがいをもって参加できる地域の活動に参加しましょう。

2 ささ ふくし りかい 支えあいと福祉の理解

この条例は、当事者や支援者のためのだけの条例ではありません。当事者が何に困るのかを理解し、互いに協力して助け合しましょう。また、困っている人には声かけをしましょう。

3 いしけつてい しえん 意思決定の支援

支援者は色々な意思疎通の方法を理解しましょう。また、当事者が自ら意思決定ができるように、適切な支援をしましょう。

4 りかい コミュニケーションの理解

障がいなどにより、いろいろな意思疎通の方法があります。聞こえない人の中には、手話を第一言語とする人もいます。手話ができない人もいますが、筆談ができる人も、できない人もいます。お互いの伝え方を大切にし、正しい情報が伝わるように配慮しましょう。※ろう者とは、手話言語を母語として日常生活を送っている人のことを言います。

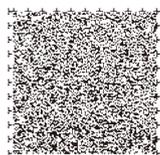
5 ほうかつてき しえんたいせい 包括的な支援体制

福祉的支援が必要な人に対する相談支援があらゆる分野にかかわるようにしていきましょう。



※地域共生社会マーク

といあわ さき
問合せ先



このマークは、文章を音声に変えるコード(Uni-Voiceコード)です。



し き し ふくしきょうせいしゃかいすいしんか
志木市福祉部共生社会推進課

〒353-8501 志木市中宗岡1-1-1 志木市役所 1階
TEL 048-456-5364 FAX 048-471-7092
E-mail : kyousei@city.shiki.lg.jp

※「地域共生社会マーク」とは、誰もが住み慣れた地域で、みんながつながり、安心して自分らしく暮らせるまち、住み続けたいまちの実現を目指すものです。しじきょうがいよう かんれんじぎょう けいさい 市事業概要の関連事業に掲載しています。